

## 第20号議案

芦屋市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

### 提案理由

デジタル規制改革一括法による行政手続法の一部改正を踏まえ、不利益処分の名宛人等の所在が判明しない場合の聴聞等の通知に係る方式を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市行政手続条例の一部を改正する条例

芦屋市行政手続条例（平成11年芦屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　(略) (2)　法令　法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び兵庫県の条例等（行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第2条第1項 <u>第2号</u> に規定する条例等をいう。）並びに条例等をいう。 (3)～(8)　(略) (聴聞の通知の方式) 第15条　(略) 2　(略) 3　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u>	(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　(略) (2)　法令　法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び兵庫県の条例等（行政手続条例（平成7年兵庫県条例第22号）第2条第1項 <u>第1号</u> に規定する条例等をいう。）並びに条例等をいう。 (3)～(8)　(略) (聴聞の通知の方式) 第15条　(略) 2　(略) 3　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏</u>

改正後	改正前
によって行うことができる。	名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
<p><u>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	
(代理人)	
<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>	<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p>
2～4 (略)	
(続行期日の指定)	
第22条 (略)	
2 (略)	
3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の	3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について

改正後	改正前
<p>方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>て準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市行政手続条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

デジタル規制改革一括法による行政手続法の一部改正を踏まえ、不利益処分の名宛人等の所在が判明しない場合の聴聞等の通知に係る方式を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

(1) 不利益処分の名宛人等の所在が判明しない場合の聴聞及び弁明の機会の付与等の通知は、アの措置とともにイ(ア)又はイ(イ)の措置をとることによってする。

(第15条、第22条及び第29条関係)

ア 通知内容をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置

イ 次のいずれかの措置

(ア) 公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示する措置

(イ) 通知内容を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置

(2) その他規定の整理

#### 3 施行期日等

(1) 令和8年5月21日

(2) 経過措置

2(1)の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

●公示送達の方式（イメージ図）

